

普通充電設備、充電用コンセントスタンドを整備する場合

神奈川県E V普通充電設備整備費補助金事業計画書

1 補助事業の概要 (該当する□に「✓」を記載)

申請者氏名 (法人又は管理組合の場合は名称)		〇〇リース株式会社	
リースで整備する設備の使用者 (申請者がリース事業者の場合のみ記載)		株式会社〇〇充電サービス	
上記使用者への補助金相当額の還元方法 (申請者がリース事業者の場合のみ記載)		<input checked="" type="checkbox"/> リース料の算定に当たり元本相当額から補助金相当額を減額 <input type="checkbox"/> 補助金相当額を元金から減額 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
設置先施設	名称	〇〇旅館	
	所在地	横浜市中区〇〇1-2	
設備を整備する場所の所在地		<input checked="" type="checkbox"/> 設置先施設の所在地と同じ <input type="checkbox"/> 設置先施設と異なる (所在地を以下に記載してください。)	
設備を整備する土地の使用権原の確認		<input type="checkbox"/> 補助事業者のみが所有者である土地 <input checked="" type="checkbox"/> 借地又は補助事業者以外の所有者がいる土地 (土地の使用権原を有する者から第3号補助事業に係る許諾を得ていること。土地の所有権は )	

申請者がリース事業者の場合のみ記載し、実績報告時にリースに係る契約書を提出すること。

補助事業者のみが所有者の場合は、土地の登記事項証明書、借地又は補助事業者以外の所有者がいる場合は、土地所有者の許諾書をそれぞれ提出すること。

2 設置先施設について (該当する□に「✓」を記載)

(1) 共同住宅等の場合

種別	<input type="checkbox"/> 分譲 <input type="checkbox"/> 賃貸		
建物の区分所有権を有する住民の合意 (種別が分譲の場合)	<input type="checkbox"/> 住民総会又は理事会でE V普通充電設備を5年以上設置することに合意を得て補助事業を行う。		
	上記合意の日	年	月 日

(2) 事業所又は月極駐車場の場合

設備を整備する目的	<input type="checkbox"/> 設置先施設 (事業所) の社用車を充電するため。 <input type="checkbox"/> 設置先施設 (事業所) の従業員の通勤用車両を充電するため。 <input type="checkbox"/> 設置先施設 (月極駐車場) の契約者に使用させるため。		
-----------	--	--	--

※ 月極駐車場の所有者専用の設備は、補助の対象外です。

(3) 公共用の場合

設置先施設の種別	<input type="checkbox"/> 商業施設 <input checked="" type="checkbox"/> 宿泊施設 <input type="checkbox"/> 公共施設 <input type="checkbox"/> 時間貸し駐車場 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
----------	--	--	--

3 EV普通充電設備の概要 (該当する□に「✓」を記載)

神奈川県運輸部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱 別表3を「要綱別表3」と記しています。

設備の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 普通充電設備 <input type="checkbox"/> 充電用コンセントスタンド <input type="checkbox"/> 充電用コンセント
メーカー名	〇〇株式会社
型式	A B C - D E 1 2
設置する設備の条件	<input checked="" type="checkbox"/> 上記の設備は要綱別表3に定める条件を全て満たす設備である。

4 補助金交付申請額の算出 (該当する□に「✓」を記載)

申請区分	<input checked="" type="checkbox"/> 設備費 <input type="checkbox"/> 設備費及び設置工事費	
国の補助金等との併用	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
次のいずれかの関係にある会社からの調達の有無 (1) 補助事業者自身 (2) 100パーセント同一の資本に属するグループ企業 (3) 補助事業者の関係会社 (前号以外)	(設備費) <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 (設置工事費) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
<b>補助対象経費 (A)</b> ※値引後の金額で消費税及び地方消費税相当額を (うち、設備費) ※EV普通充電設備の本体価格。ブレーカーその他の部材費を除く。 (うち、設置工事費) ※設備費のみ申請する場合は「0円」と記載 ※ブレーカーその他の部材費を含む。	利益等排除が適用される場合は、 利益等相当額を除いた金額を記載	<b>400,000円</b> 400,000円 0円
充電用コンセントを整備する場合は、その補助対象経費に 3分の1を乗じた額 (B = A / 3) (1円未満を切捨て) ※普通充電設備・充電用コンセントスタンドに係る補助対象経費 算出不要	普通充電設備・充電用コンセント スタンドの場合は記載不要	-円
<b>補助上限額 (C)</b> (うち、普通充電設備・充電用コンセントスタンド) ※1基当たりの補助上限額：150,000円 (うち、充電用コンセント) ※1基当たりの補助上限額：100,000円	合計基数は原則20基以下とすること。 1基 0基	<b>150,000円</b> 150,000円 0円
国の補助金等の金額 (D) ※設備費のみ申請する場合は、設備費に対する補助金等の額		200,000円
補助対象経費 (A) から国の補助金等の金額 (D) を控除した額 (E = A - D)		<b>200,000円</b>
補助金交付申請額 (千円未満を切捨て) ※普通充電設備又は充電用コンセントスタンドを整備する場合は、 (A)、(C)又は(E)のいずれか低い額 ※充電用コンセントを整備する場合は、 (B)、	EV普通充電設備の整備に係る経費の額を証する書類と、整合性が取れる内容とすること。 ※ 県の補助上限基数以上に設置する場合は、総工費のうち県が補助対象とする設備 (原則20基まで) の整備に係る経費を按分して算定し、記載すること。	<b>150,000円</b>